

5 福薬業発第 272 号
令和 5 年 9 月 8 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 竹野 将行

処方箋の使用期間について（再周知）

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、令和 5 年 8 月 7 日付け 5 福薬業発第 221 号にてお知らせしたところですが、再周知いたします。

処方箋の使用期間については、保険医療機関及び保険医療養担当規則第 20 条において、「処方箋の使用期間は、交付の日を含めて 4 日以内とする。ただし、長期の旅行等特殊の事情があると認められる場合は、この限りでない。」と規定されています。

処方箋の使用期間に記載がなく、4 日を過ぎた処方箋に対して、保険医療機関へ疑義照会を行い、「処方箋の使用期間」を変更し調剤することは保険請求上認められていません。

診療報酬請求書等の記載要領においては、上記特殊事情による使用期限が変更された処方箋を受け付けた際の期限に関するコメントは必要ありません。

10 月診療分のレセプト請求より、使用期間を過ぎた処方箋に対して疑義照会し、期限を延長したと受け取れるコメントのあるものは査定の対象となります。該当処方箋すべての高額な査定にもつながりかねませんので、十分にご留意下さい。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。